



2022年12月30日

各位

会社名 株式会社 QD レーザ
代表者名 代表取締役社長 菅原 充
(コード番号：6613 東証グロース)
問合せ先 取締役 CFO 経営企画室長 幸野谷 信次
(TEL. 044-333-3338)

第三者割当による第16回新株予約権（行使価額修正条項及び行使停止条項付）の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2022年12月14日付の取締役会において決議いたしました第三者割当による第16回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行について、本日、本新株予約権に係る発行価額の総額（13,199,520円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2022年12月14日公表の「第14回新株予約権及び第15回新株予約権の取得及び消却並びに第三者割当による第16回新株予約権（行使価額修正条項及び行使停止条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

（参考）

本新株予約権の概要

(1) 割 当 日	2022年12月30日
(2) 新株予約権の総数	51,360個
(3) 発 行 価 額	本新株予約権1個当たり257円（総額13,199,520円）
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：5,136,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は480円ですが、下限行使価額においても、本新株予約権に係る潜在株式数は5,136,000株です。
(5) 資金調達の内額（差引手取概算額）	3,526,495,520円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は686円とします。行使価額は、本新株予約権が行使される都度、行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の91.5%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 行 使 期 間	2023年1月4日から2025年1月6日まで
(8) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(9) 割 当 先	クレディ・スイス証券株式会社（以下「割当先」といいます。）
(10) 行使制限措置	本新株予約権に関して、当社は、割当先との間で締結する本新株予約権に係る第三者割当契約において、下記の内容を合意しております。 ・新株予約権の行使制限措置 割当先は、所定の適用除外の場合を除き、いずれの暦月においても、当該暦月において新株予約権の行使により交付されることになる当社普通株式の数の合計が、2022年12月30日における上場株式数の10%を超えることとなる本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行わないものとします。 割当先は、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認するものとし、当社は、割当先からかかる確認を受けた場合、直ちに回答するものと

	<p>します。 当社は、当社の発行した時価連動型新株予約権等を保有する（割当先以外の）いかなる者に対しても、制限超過行使を行わせないものとします。</p>
(11) その他	<p>当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る第三者割当契約を締結し、以下の内容を合意しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権は、その行使可能期間の全期間を停止指定（以下に定義します。）期間とする停止指定（以下「当初停止指定」といいます。）がなされた状態で発行され、当初停止指定は、①（i）当社の網膜投影製品の米国での販売に係る他社との業務上の提携を決定したこと若しくは（ii）当社のレーザーデバイス製品に関して、2万個以上の量産受注（複数の受注の場合は合計数）があったことをTDnetにより開示した場合、又は②喫緊の資金需要が発生した場合に当社取締役会が当初停止指定の取消しを決議し、かつ当該取消決議により当初停止指定が失効する旨をTDnetにより開示した場合には、その開示時点をもって失効すること。 ・当初停止指定の失効後、当社はその裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定（以下「停止指定」といいます。）する権利を有していること。また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消することができること。 ・割当先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと。

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以上